

預金をすると住宅ローン利息が戻る

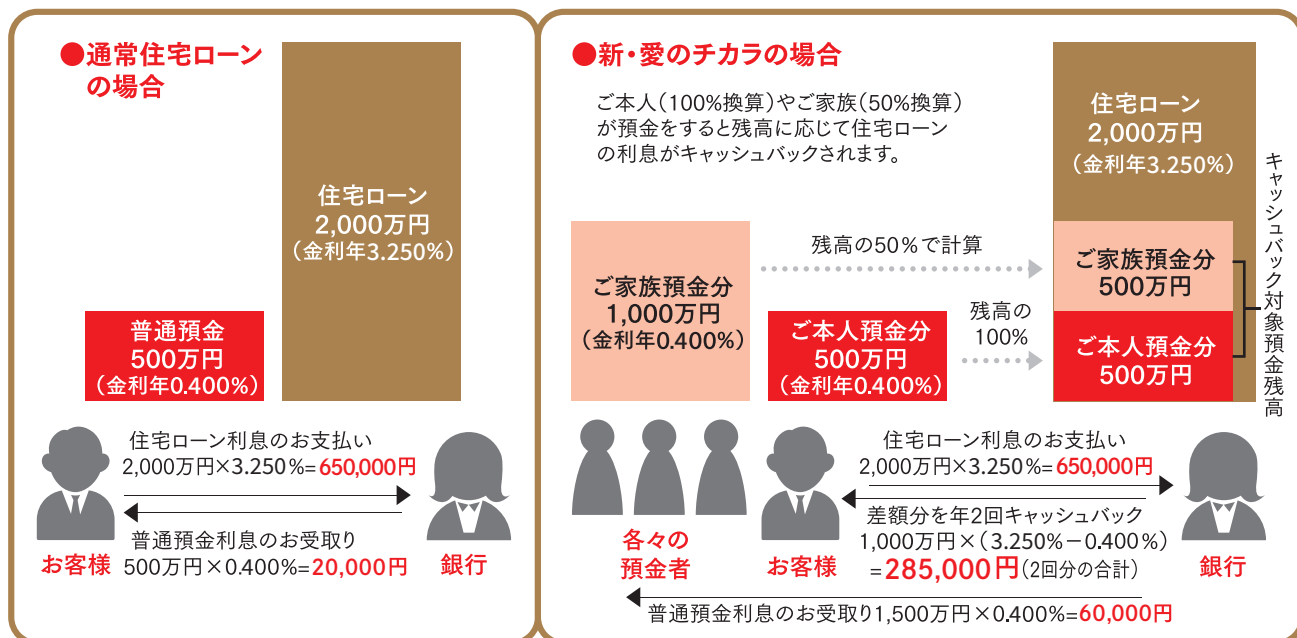
それが、「^新愛のチカラ」です！

チェック
1

預金をすると、住宅ローン利息が戻ってくる。

「新・愛のチカラ」なら
預金をすると預金残高に応じて住宅ローン利息が
もどるので負担軽減ができ資金も手元に残せます。

●「新・愛のチカラ」イメージ図（※実際の計算とは異なります。）



※普通預金利息には、20.315%の源泉分離課税（復興特別所得税0.315%含む）が適用されますが、ここでは計算の便宜上考慮しておりません。
※住宅ローン利息のお支払いは、実際は毎月元利均等返済にてお支払いいただき、毎月返済が進むにつれて支払利息額は減っていきませんが、ここでは計算の便宜上住宅ローン残高を固定して年間の住宅ローン利息支払額を計算しております。

【キャッシュバックの仕組み】

- お客様には住宅ローンのご返済をお利息を含め、ご返済約定に従ってお支払い頂きます。
- 下記の計算に基づいた金額を、年2回（1、7月）、6か月分をまとめてキャッシュバックいたします。

ご確認ください

＜キャッシュバック額の計算式＞

$$\text{キャッシュバック金額} = \underbrace{1}_{\text{①}} \underbrace{\text{算定期間中の対象普通預金平均残高}}_{\text{②}} \times \underbrace{(\text{住宅ローン基準金利} - \text{普通預金金利})}_{\text{③}} \times \underbrace{1}_{\text{④※}} \underbrace{\text{算定期間実日数/365}}_{\text{④※}}$$

- ① 算定期間は 1/1～6/30（7月キャッシュバック分） 7/1～12/31（1月キャッシュバック分）の年2回
- ② 平均残高の算出方法は、1算定期間中の対象となる住宅ローン残高を上限として、ご本人の対象口座は100%、ご家族の対象口座は50%で計算した普通預金口座の毎日の最終残高を合計した平均金額
- ③ 住宅ローン基準金利の基準利率に優遇が行われている場合は、その優遇利率分は控除します
- ④ 1/1～6/30の算定期間の実日数は181日（閏年は182日） 7/1～12/31の算定期間の実日数は184日
※各算定期間中の対象日数には違いがあります。（年間では365日（閏年366日）となります）
- ⑤ 毎月の元金お支払い日は5日とし、休日の場合は翌営業日となります。

お取り扱いエリア

お勤め先、お住まいまたは担保物件が愛媛銀行の営業区域内にあるものに限定してのお取り扱いとさせていただきます。

チェック 2

ご本人+ご家族名義の預金も50%合算できます。

たとえばご両親や祖父母の普通預金も預金残高の50%が対象になります。

同居のご家族や
ご両親など最大5口座

預金残高の対象となるのは、ご契約者本人ではありません。同居のご家族やご両親など家族預金も50%合算できます。また対象となる口座は、最大5口座まで登録できます。

※登録は、愛媛銀行の普通預金に限り、預金者ご本人の同意が必要です。
※普通預金の名義はすべてそれぞれの預金者となるため、贈与税の心配はありません。

ご本人の預金



100%換算

ご家族の預金



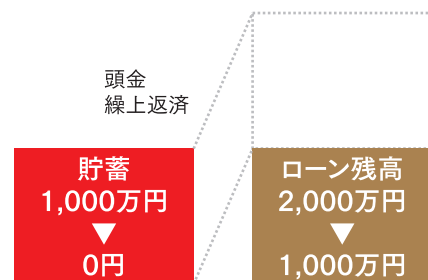
50%換算

チェック 3

住宅ローン減税も、有効にご利用できます。

例① 通常住宅ローンで、1,000万円を頭金または一部繰上返済した場合

例② 家族預金連動利息返戻型住宅ローンで、1,000万円を普通預金に預入れした場合



【住宅ローン減税】 $1,000万円 \times 0.7\% = 7万円$



【住宅ローン減税】 $2,000万円 \times 0.7\% = 14万円$

①と②を比べた場合

年間7万円お得

です。

住宅ローンお借入れの年末残高に対して、所得税および個人住民税の控除があります。(※)控除率および控除限度額は、対象住宅の入居時期や種類ならびに控除期間等によって異なります。※住宅取得借入金等特別控除を受けるためには、所定の条件を満たしている必要があります。また、税制については、今後改正される場合もございますので、詳しくは最寄の税務署等にお問い合わせください。

▼ご利用条件

「新・愛のチカラ」をご利用するためには以下の条件を満たす方が対象となります。(2項目以上をご契約)

- ①給与振込または年金受取、②ライフプランシミュレーションまたは保険証券分析を利用、③愛媛ジェーシーピーカード(「asita」、ひめぎんJCBデビットカードを含む)、④ひめぎんアプリへの口座登録またはWith You Net(個人インターネットバンキング)へのログイン

注意

- ・「新・愛のチカラ」特約のお申込みにあたっては、手数料としてお借入金額×2.20%(税込)が必要となります。
- ・返戻する借入金利の金額は、お客様が愛媛銀行に対して支払った年間(1/1～12/31)の借入金利の金額(遅延損害金は除く)を上限とします。
- ・初回の借入金利の返戻(キャッシュバック)は、計算対象期間中にお支払いいただいた借入金利金額が上限となります。2回目以降の借入金利の返戻(キャッシュバック)は、1年間でお支払いいただいた借入金利が上限となります。
- ・「新・愛のチカラ」の返戻する借入金利の基準となる借入金利率は「ひめぎん住宅ローン基準利率」です。したがって対象口座の普通預金口座残高によっては固定金利期間特約を利用の方が有利な場合がありますのでよくご確認ください。
- ・利息返戻計算の対象期間中に約定完済および一括繰上返済等による完済を行った場合や、固定金利を選択される場合等、本特約を解除する場合、契約解除日を含む算定期間中の借入金利については、利息の返戻が行われません。

愛媛銀行

詳しくは、お近くの愛媛銀行またはフリーダイヤルへ



0120-22-0576

月～金(祝日除く)9:00～17:00

HP

<https://www.himegin.co.jp/>

(令和8年10月1日現在)